

付属資料 A

この論文で勧告された脅威評価モデルは、全米暴力分析センターが行った全米 18 学校における校内発砲事件の分析をその基礎の一部として作成した。この解析は、他の学校脅威事件で全米暴力分析センターが準備した脅威評価資料からも引用している。全米暴力分析センターの脅威事件に関する発見事項は、1999 年 7 月に開催された校内発砲に関するリーズバーグシンポジウムにおける質問とトピックスの編成に利用された。

18 件の校内発砲事件からのデータを収集し検討するに当たっての方法論は以下に集約した。その方法論と共に、シンポジウムではデータの提示方法及び検討方法についても略述している。

方法論

事件の状況：この研究には全米の 18 校が含まれている。発砲が実際に発生したのは 14 校であった。他の 4 校では、関係した生徒は発砲を計画し準備を着々と進めたが、法執行当局に探知され先を越されて、発砲が始まる前に逮捕された。

18 校中の 5 校は中学校で、13 校が高等学校であった。1 校を除く全校は公立学校である。事件は単独犯と複数犯によるものがあった。刑事ないし民事裁判は 1 事件を除いて継続中である。

これら 18 件の事件に加えて、全米暴力分析センターによる他の事件分析結果がこの研究に含まれている。それら事件の脅威評価は全米暴力分析センターによって行われた。

事件資料の収集：全米暴力分析センターは各事件に関係した学校教職員及び法執行部職員と接触し、全米暴力分析センターの行う分析及びシンポジウムの目的について説明した。

全米暴力分析センターは、特に危機評価分野に関連する各事件の情報提供を要請した。要請した情報は次の通り。

- ・捜査報告に記載した事件の総括。
- ・犯人との尋問テープ又は記録。
- ・証拠人陳述。
- ・生徒及び家族を知っている人、及び犯人の背景情報を提供した人の面接記録。
- ・犯行現場の写真とビデオ。
- ・カウンセリング及び精神病理分析の報告と評価。
- ・発砲者の筆跡、絵、落書き、エッセー、手紙、詩、歌、ビデオテープ、音楽テープのサンプル。
- ・発砲者と教師・他生徒との関係を知るための学校記録および生徒の作品。

- ・弁護側・検察側の専門家による精神分析報告と精神分析評価。
- ・その他の関連資料。

事件関連資料の閲覧とともに、全米暴力分析センターは各事件を熟知している法執行職員及び学校教職員を面接し、発砲者、その家庭と背景、学校環境、並びに発砲前に生徒に影響を与えたと考えられるその他の要素や圧力要因に関する追加情報を取得した。

事件の見直し (Case Review) : 事件の諸資料は脅威評価の分野で深い経験を有する全米暴力分析センター職員によって見直された。発砲者に関して入手された情報、発砲前と発砲後の彼の行動、どのようにして犠牲者は選ばれたのか、並びに現場での事件に関する情報を検証したうえで、分析担当者は下記に列記する重要な様相を識別し記述することとした。

- ・発砲者の行動パターンと家族のメンバー、仲間、教師、及び権威のある人との関連。
- 学校職員あるいは家族によって記録された懲 (Disciplinary) 上の問題点。
- ・攻撃的行為、あるいはかっと来る怒りによる事件の記録。
- ・日誌、詩、エッセー、絵、落書き、ビデオテープを含む問題生徒の文書又は作品の形式と内容。
- ・文学、芸術及びインターネットに対する問題生徒の趣向。
- ・事件発生以前に他の人々が気づいていた問題生徒の行動の変化。
- ・発砲計画時間の前に、問題生徒が他生徒に直接又は間接に告げた声明。
- ・発砲当日における問題生徒の行動。
- ・現場に持ち込まれた武器の形式。
- ・発砲前及び発砲中における問題生徒と犠牲者の間でやりとりされた会話の型と内容。
- ・発砲後における問題生徒の態度。
- ・起訴の結果。

シンポジウムにおける事件見直しの利用方法

これらの事件見直しから得られたデータはリーズバーグシンポジウムでは三つの方法で使用された。

- (1) 専門家のパネル討論で質問と回答を引き出すための焦点として。
- (2) 突破 (Breakout) グループにおける討論材料として。
- (3) 突破グループにおいて発見項目をさらに拡大するため。

シンポジウムの専門家パネル討議は4回の3時間セッションからなっていた。パネリストは青少年の成長、青少年の暴力、精神衛生、学校力学、及び学校暴力の専門家たちであった。各セッションで、パネリストたちは最近の研究発見事項を提起し、学校暴力、校内

発砲、及び脅威評価の論点につきそれぞれの専門分野の研究がどのように関わっているかについて考えを披露した。

専門家のパネル討議に加えて、4校の具体的な発砲事件に関するそれぞれ2時間の「学校事件パネル」が開催された。各セッションで、教師、管理者、及び捜査官が事件、発砲者及びその背景に関して、又刑事訴訟の進行状況と結果について情報を提示した。

突破グループはシンポジウムの第4日目に開催された。4グループはそれぞれ約15名からなり、教育者、精神衛生専門家、研究者、及び連邦・州の法執行部局の代表者で構成されていた。突破グループの任務は、当時の生徒が持っていた行動的な性向と特性を明らかにすることであった。これに加えてこれらグループには、様々なレベルの危険性と緊迫性を持つ脅威に対して適切な、これまでとは異なる指導・介入の形態について討論することが求められた。

脅威評価、危険度評価、及び個性評価の訓練を受けている全米暴力分析センターの職員はそれぞれのグループで促進者(Facilitator)に任せられ、討議の誘導と問題の絞り込みを行った。この突破グループのセッションは、個人情報の秘密保持のため、テープによる議事録音を行わなかったが、各グループともにと討議事項の文書議事録を作成した。

突破グループの結論はシンポジウムの最終日に提示された。

付属資料B

以下の提案は 1999 年リーズバーグシンポジウムの参加者が提起した、学校の脅威対応プログラムを一層強化するための対策案である。これは FBI の勧告ではない。

- ・コミュニティに対して公報を発表し、生徒たちが「リーケージ」やその他不審行為に関する情報を提供するよう勧奨すること。
- ・それぞれの学区で、法執行部局、精神衛生及び緊急医療サービス部局、並びに学校が協力して緊急対応計画を作成する。この計画には警察及び他の緊急対応部局への通報システムを含める。関係スタッフは通報手順を熟知すること。
- ・学校、法執行部局及び他の関連部局との間に合意覚書 (Memorandum of Understanding) を作成し、ある種の事件発生時におけるそれぞれの責任と行動について略述する。
- ・関連部局間で危機協議計画及び捜査対応計画を作成すること。(これらは合意覚書に含めることもできる。)
- ・生徒及び両親向けのプログラムを作成し、脅威、不審行動及びリーケージの通報を勧奨する。このプログラムには連絡先、電話番号、及び連絡可能時間を記載すること。
- ・「昼食仲間プログラム」を発足させる。これには関心のある大人が定期的に学校へ出かけて生徒たちと交流する。
- ・コミュニティの公的セクターから、学校における精神衛生サービス、夏期プログラム及び"Adopt-a-School"（注／「預託教室」のような意か）を維持するための資金援助を行う。
- ・両親に対する訓練を行い、子供のインターネット利用の追跡方法を指導し、並びに暴力ビデオを集中的に見ることの子供に及ぼす不安な影響について周知させること。
- ・法執行部局と精神衛生部局との間に、それぞれの訓練学級を開催しそれぞれの職員に対する説明会を開くなどして、良好な相互関係を醸成する。
- ・学校内でのスクールリソース・オフィサーの立場を確立する。
- ・学校内に両親によるボランティア・プログラムを確立し強化する。
- ・生徒に対して下記の項目に関する訓練を提供する：対人対話、喧嘩の解決、怒りを抑え、気が滅入ったときの対処法、家庭内の緊張、脅威的行動の識別と通報。
- ・指導・介入(補導)プログラムの中での生徒間の仲間グループの利用。
- ・指導・介入(補導)が必要と識別された生徒への支援としてコミュニティからのボランティア助言者を求める。

海外の学校防犯対策に関する調査研究報告書

発行 平成14年3月

編集・発行 海外学校防犯対策に関する調査研究検討委員会

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

株式会社インターリスク総研内

T E L 03-3259-4181(代)

©禁無断転載

印刷：丸井工文社